第7回 定 期 総 会 議 事 録

1、日 時

令和4年7月5日(火)

2、場 所

中津市役所 4階 研修室

3、出席委員

1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、1 2番百留委員、13番玉麻委員、15番村上委員、最適化推進委員10名 (廣津、長谷川、宮瀬、濱田、武信、村本、浦野、尾家、岩渕、北山)

4、欠席委員

6番(田畑)7番(多村)最適化推進委員(前田、黒土、岡﨑、加藤、髙橋、鷹﨑、井上、北村、臺、江島、苅北、新谷)尾家、岩渕、北山)

5、事務局

用松局長、井倉次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

5番奥委員、12番百留委員、

用松局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

議 長

それでは、只今より令和4年第7回定期総会を開催致します。

(中原会長) 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議 長

それでは、議事録署名委員を5番奥委員、12番百留委員にお願いしま す。よろしくお願いします。

議案審議

議第1号

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議 長

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、1番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。

3番 (高倉)

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が3条申請をするとのことでございます。

| | | |

議長

ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。

それでは、2番について審議に入る前に坪根委員が会議規則第10条 の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

坪根委員 退席

議長

それでは、2番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、2番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。

3番(高倉)

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は農業用施設として使用するということです。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、2番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 坪根委員は、入室ください。

坪根委員 着席

議 長 それでは、3番4番について、議案の説明をお願いします。 事務局(井倉) 議案朗読 それでは、3番4番について、調査の報告を村本推進委員にお願いしま 長 議 す。 村本推進委員 (3番4番の申請地の場所について説明) 3番4番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間 違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろ しくお願いします。 議 長 ただいま、3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありまし たが、異議はございませんか。 (異議なし) 全委員 長 異議なしと認め、3番4番について当委員会は承認と致します。 議 議案審議 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 議第2号 議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事 議 長 務局より説明をお願いします。 事務局(井上) 議案朗読 長 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局より 議 説明がございましたが異議はございませんか。 全委員 (異議なし) 議 長 異議なしと認め、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件につ いて、当委員会は承認と致します。 議案審議 議第3号 農用地利用集積計画(案)について 議 長 議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る

前に高倉委員、田上委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触

しますので一時退室をお願いします。

高倉委員、田上委員退席

議 長

それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興 課担当より説明をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

(田中)

議

長

ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興 課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

(全委員)

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。

高倉委員、田上委員は、入室ください。

高倉委員、田上委員 着席

議 長

それでは、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、 審議に入る前に中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触し ますので一時退室をお願いします。

中原委員 退席

議長代理

(坪根委員)

それでは、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、 農政振興課担当より説明をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

(田中)

議長代理 (坪根委員)

ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興 課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長代理 (坪根委員) 異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。

中原委員は、入室してください。

中原委員 着席

議案審議

議第4号

議

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

長

議案朗読

議長

それでは、1番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。

濱田推進委員

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、1番について、調査の報告が濱田推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番3番4番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、2番3番4番について、調査の報告を村本推進委員にお願い します。

村本推進委員

(2番3番4番の申請地の場所について説明)

2番3番4番について報告いたします。それぞれの譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転することに間違いありません。それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よ

ろしくお願いします。

議 長

ただいま、2番3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、2番3番4番について当委員会は許可と致します。

全委員

(異議なし)

議案審議

議第5号

農地転用事業計画変更申請に関する件について

議長

議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番について、 、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、1番について現地調査の報告を武信推進委員にお願いしま す。

武信推進委員

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。当初許可申請で賃貸共同住宅用地(2棟)として転用許可を受けましたが、事業計画面積が当初の計画より追加となったため、事業計画面積の変更申請となっています。詳細につきましては、のちほど議第7号の5番で5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、1番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第6号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について

議 長

議第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につ

いて、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、1番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。

3番(高倉) (1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。転用目的は、申請地を貸駐車場用地として整備する計画です。周囲に農地が一部あるが、同意は得ており、境界杭も確認でき、雨水は自然浸透及び東側水路へ放流することから、周囲への影響はないと考えます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異 議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議案審議 議第7号

議長

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、1番2番について、調査の報告を坪根委員にお願いします。

2番(坪根) (1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地 分譲用地(9区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地内 で集水し、北側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界杭も確認でき たので問題はないもの思われます。ご審議よろしくお願いします。

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地 分譲用地(10区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地 内で集水し、北西側道路側溝へ放流します。周囲に農地が一部あるが同意 は得ており、境界杭も確認できたので問題はないもの思われます。ご審議 よろしくお願いします。

議長

ただいま、1番2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、3番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。

1番(橋本)

(3番の申請地の場所について説明)

3番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地 分譲用地(9区画)として整備する計画です。生活排水は公共下水道へ、 雨水は敷地内で集水し、北側道路側溝に放流します。周囲に農地は無く、 境界杭も確認できたので問題はないもの思われます。ご審議よろしくお 願いします。

議長

ただいま、3番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異 議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、4番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。

4番(白木原)

(4番の申請地の場所について説明)

4番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による賃貸 戸建住宅用地(6棟)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排 水とともに北側道路側溝へ放流します。周囲に農地が一部あるが同意は 得ており、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。 ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、4番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、 異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番6番7番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、5番6番7番について、調査の報告を武信推進委員にお願い します。

武信推進委員

(5番の申請地の場所について説明)

5番について報告します。転用目的は、先に議第5号農地転用事業計画変更の1番報告があり賃貸共同住宅用地(3棟)で申請するものです。活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、東側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲 用地(3区画)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と ともに、東側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得てお り、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。

(7番の申請地の場所について説明)

7番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による賃貸共同 住宅用地(2棟)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水 とともに、西側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得て おり、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。ご審 議よろしくお願いします。

議長

ただいま、5番から7番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

(全委員)

(異議なし)

議長

異議なしと認め、5番6番7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番9番10番について議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、8番9番10番について、調査の報告を村本推進委員にお願い します。

村本推進委員

(8番の申請地の場所について説明)

8番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による一般住宅 用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、北 東側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、 境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。ご審議よ ろしくお願いします。

(9番の申請地の場所について説明)

9番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲 用地(2区画)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と ともに、南東側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は 得ており、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。 ご審議よろしくお願いします。

(10番の申請地の場所について説明)

10番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸資材置場及び駐車場用地の申請です。雨水は敷地内で集水し北西側水路へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、8番9番10番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、8番から10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

長 議

それでは、11番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。

浦野推進委員

(11番の申請地の場所について説明)

11番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸資材 置場用地の申請です。雨水は敷地内で集水し東側水路へ放流する計画で す。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることか ら問題はないもの思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、11番について、調査の報告が浦野推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、12番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いしま す。

尾家推進委員

(12番の申請地の場所について説明)

12番について報告します。転用目的は、所有権移転交換により駐車場 用地の申請です。雨水は地下浸透及び東側道路側溝へ放流する計画です。 周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから 問題はないもの思われます。ご審議よろしくお願いします。

長 議

ただいま、12番について、調査の報告が尾家推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

長 議

異議なしと認め、12番について当委員会は許可と致します。

それでは、13番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、13番について、調査の報告を松田委員にお願いします。

11番(松田) (13番の申請地の場所について説明)

13番について報告します。転用目的は、所有権移転贈与による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに北側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないもの思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま、13番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、 異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、13番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議案第8号 非農地証明願に関する件について

議 長 議第8号の非農地証明願に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 ただいま、議案の説明がございましたが異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と

致します。

議案審議

議第9号 その他について

議 長 議第9号その他について、議案の説明をお願いします。

用松局長 (別紙議案のとおり) 議 長 ます。 許可といたします。

それでは総括を進めたいと思います。

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件につい て、当委員会は承認といたします。

議第2号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、 当委員会は承認といたします。

議第3号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたし

議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ いて、当委員会は許可といたします。

議第5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は

議第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につ いて、当委員会は許可といたします。

議第7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件につ いて、当委員会は許可といたします。

議第8号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたし ます。

以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第7回定期総会を閉会いたします。